

平成14年4月16日宣告

平成12年(わ)第1554号, 同第1680号 住居侵入, 強盗殺人, 強盗強姦未遂, 死体遺棄, 死体損壊被告事件

判 決
主 文

被告人を無期懲役に処する。
未決勾留日数中420日をもその刑に算入する。
理 由

(犯罪事実)

- 第1 被告人は, A(当時70歳)を強姦した上殺害し, 金品を強取しようとして企て, 平成12年7月9日午前2時30分ころ, 福岡市東区a b 丁目c 番d 号の同女方に無施錠の北側裏口片開き戸から侵入し, 同女方1階において, 同女に対し, 顔面を右手拳で殴打し, その場に押し倒して馬乗りになり, 頸部を片手で強く絞め付けるなどの暴行を加え, その反抗を抑圧して, 強いて同女を姦淫しようとしたが, 同女が脱糞しているのを認めて, 陰茎が勃起しなかったため, その目的を遂げなかった。そこで被告人は, 殺意をもって, 同女の頸部を両手で強く絞め付け, そのころ同所において, 同女を窒息死させて殺害した上, 同女の所有又は管理に係る現金約50万円及び現金約5000円在中の財布1個を強取した。
- 第2 被告人は, 前記第1の犯行を隠ぺいするため, 平成12年7月9日午前4時30分ころ, 前記Aの死体を前記A方から福岡市東区大字e 字f g 番h のB神社まで運んだ上, 同神社境内に投棄してその上から落葉等を被せるなどし, もって死体を遺棄した。
- 第3 被告人は, 平成12年9月9日ころ, 前記第2のとおり遺棄した前記Aの遺骨を前記B神社から福岡県糟屋郡i 町j k 丁目所在の国有林付近路上まで運び, 同所において, その頭蓋骨をハンマーで叩き割るなどした上, C鉄道株式会社D線軌道敷内及び上記国有林内に投げ捨てるなどし, もって, 遺骨を損壊して遺棄した。

(証拠) 〈省略〉

(補足説明)

1 争点等

(1) 第1の事実について, 被告人は, 公判廷において, 「最初は強姦のみを目的としていたが, 強姦が未遂に終わった時点で, 顔を見られたらと思って殺害を決意して殺害後, 強姦目的を隠蔽するための物取りの犯行にみせかけようとする工作の途中, 50万円を発見して盗んだ。」, 「当初から殺害や盗みをする意思があったわけではない。」旨供述し, 弁護人も, 強盗殺人及び強盗強姦ではなく, 殺人, 窃盗, 強姦未遂であるに過ぎない旨主張する。

(2) これに対して, 被告人は, 捜査段階では, 第1の事実を全面的に認める内容の自白をしていたのであり, 本件において, 被告人の自白以外に犯意を認定することができる証拠は存しない。

(3) そうすると, 本件の争点は, 被告人の捜査段階の自白の信用性にある。

2 被告人の捜査段階の供述の信用性

まず, 被告人の捜査段階の供述については, 以下の事情を指摘できる。

(1) 供述状況について

ア 被告人は, 平成12年11月17日, 殺人及び死体遺棄の被疑事実により逮捕された。その後, 被告人は, 平成12年12月7日, 第1及び第2同旨の公訴事実で起訴されるまでの間, ほぼ連日取調べを受け, 本件犯行に至る経緯, 犯行動機, 犯行状況等につき, 順

- 次供述調書が作成された。
- イ そのうち、強盗殺人及び強盗強姦の故意の有無に関する供述録取状況は、以下のとおりである。
- (ア) すなわち、逮捕後2日目の平成12年11月19日付の被告人の警察官調書(乙4)には、「Aさんを殺すことは、7月9日午前0時30分か1時ころに飲みに行っていたスナックEを出た後に計画を立てています。」との供述記載とともに、「まず、Aさんをレイプして殺すことの計画を立てました。」、そして、被害者方から金品を盗み出した旨の記載はないものの、「Aさんをレイプして殺した後は当然、家の中を探して現金を盗んでいくことも考えました。」との記載がある。
- (イ) その後、平成12年11月22日付の被告人の警察官調書(乙7)には、「レイプしてやろうか。」、「それだけでは報復したことにならない(中略)、やっぱり殺すしかない、と考えるようになった」との記載がある。ついで、平成12年11月23日付の被告人の警察官調書(乙8)では、「Aさんを殺し、計画通りに、Aさん方寝室の入って右側にある整理タンスの一番上の向かって右側にある引出しから、無地の新しい茶色封筒に入った1万円札ばかり50枚、現金50万円を見つけて盗んでいます。そのとき同じ引出し内にあった赤色に近いピンク色の二つ折り財布も一緒に持ち帰っております。」と金品を盗んだことを認める内容の供述記載があり、同日付の警察官調書(乙9)には、「Aさんを殺す前にレイプしてやること、レイプして殺した後にAさん方から現金を盗むことも考えていた」に続けて「Aさんは、一人暮らしであり、どこにいくら現金があったか誰も知らず、自分さえ黙っていれば絶対にバレることはない、何と言われなくてもシラを切り通そうと考えていたことから50万円の現金を盗んだことは、言わなかったのです。」と、被告人が被害者方から何も盗んでいないと話していた理由を説明する内容の供述記載がある(なお、被告人は、公判廷でも、上記事実を隠していたところ、くしゃみが止まらなくなり、上記事実を供述するとくしゃみが止まったなどと、自発的に供述したことを認めている。)
- (ウ) そして、領置に関する報告書(甲76)及び実況見分調書(甲41)によれば、捜査機関は、平成12年11月25日、被告人が財布を遺棄したと申し立てた場所を捜索した結果、赤色革製で、Aと明記した丸形プレートの付いた財布を発見していることが認められる。
- (エ) 以上を受けて、平成12年11月27日付の被告人の警察官調書(乙12)では、被告人に対する被疑罪名が強盗殺人及び強盗強姦未遂並びに死体遺棄と変更されており、同調書中には、「この容疑については、既に11月23日の取調べの際に刑事さんから説明を受けており、当然私自身、死刑、無期懲役等の厳しい刑を言い渡される可能性もあることを理解した上で、同日以降事実を話してきたものです。」との供述記載がある。
- (オ) 平成12年11月27日以降、被告人の供述調書(乙13ないし33)が連日のごとく作成されているが、これらは全て、強盗殺人及び強盗強姦の故意があったことを自白し、あるいはそれを前提とした内容となっており、本件犯行状況及び犯行後の罪証隠滅状況について、「平成12年7月9日午前2時30分ころ、被害者方に侵入したが、侵入者の気配に気付いた同女に発見されたため、同女に飛びかかり、顔面を殴打した上、同女を寝室手前6畳和室に押し倒し、同女に馬乗りとなって首を絞めた。失神した同女を姦淫しようとしたが、陰茎が勃起しなかったため、姦淫

の目的を遂げることができず、再度同女の首を絞めて殺害した。その後、罪証隠滅工作を図り、被害者の遺体を寝室に運び、ベッドに寝せようとしたが、同遺体を寝室床に落としたため、その際、床の絨毯に同女の便が付着した。被害者の遺体を寝室奥の6畳間に運んで浴衣を着せ、寝室手前和室の畳に付着した血痕や便、寝室床絨毯の便等を拭きとるなどした後、寝室奥のタンス、寝室出入口横の整理タンス等3か所を物色して、現金50万円在中の封筒及び5000円在中の財布を取った。その後、被害者方をサンダルを履いたまま歩き回った後、同女の遺体を寝室横のドアより運び出した。」旨の供述がほぼ一貫して録取されている（なお、被害者殺害後の罪証隠滅工作の意図が変遷していることについては、後述する。）。

ウ 以上によれば、被告人は、遅くとも逮捕後の2日目から強盗殺人及び強盗強姦の故意を自白していたこと、そして、その後、捜査段階では一貫してその自白を維持していたことが認められる。

とりわけ、強盗の故意については、被告人は、被害者方から金品を盗んだことが捜査機関に明らかとなるに先だって自白していたもので、その供述が開始された時期や内容からして、捜査官の押し付けや不当な誘導があったとは考えにくい。

また、被告人が金品を盗んだことが発覚した経緯についても、捜査機関は当初その事実を把握していなかったのに、被告人が被害者方から現金50万円とともに、財布を盗み出して遺棄したことを自ら進んで供述し、その後、この自白に基づいて捜査を行った結果、被告人の申立てどおりに同財布が発見されて、その客観的な裏付けを得たという経過をたどっている。かかる経過は、いわゆる秘密の暴露にあたり、被告人の自白の真実性を強く裏付けるものである。

加えて、前記イ(エ)の供述記載によれば、被告人は、強盗殺人等の犯罪が成立することにより、無期懲役又は死刑という重大な処罰を受ける可能性があることを捜査官から説明を受けていたとうかがわれる。

エ もっとも、被告人の自白は、被害者殺害後の罪証隠滅行動に関する供述部分に一部変遷が見られる。

すなわち、被告人は、当初、被害者を殺害後、泥棒の仕業と見せかけるために、同女のベッドの横に付着した糞を拭きとり、和室の畳上に流れ出した血を拭くなどの罪証隠滅工作をした旨供述（警察官〔乙12, 13〕）していたのに、後には、同女殺害後、行方不明事件に見せかけるために、死体を運び出そうとして、そのために、同女の糞や血痕を拭きとるなど罪証隠滅工作をした旨供述（警察官調書〔乙20〕及び検察官調書〔乙29〕）しており、いかなる意図で罪証隠滅工作を行ったかの点で食い違いが生じている。

この点、罪証隠滅工作の動機に関しては、被告人の警察官調書（乙12, 13）は、これを矛盾なく説明しており、格別不自然な点も見受けられないのに対し、被告人の検察官調書（乙29）では、被告人が、行方不明事件を装うための工作をした後、被害者の家を歩き回ってわざと足跡を付けた旨供述記載があり、かかる行動に及んだ動機については、「私は、土足のまま、Aさんの家の中を歩き回っていましたから、足跡がそこら中に、たくさんついているだろうと思いましたが、それをいちいち拭いているような暇はありませんでした。それぐらいなら、この際、足跡をたくさん残しておこうと思いました。」などと供述しており、不合理な内容となっている。さらに、同検察官調書には、「あなたは、どうして、Aさんに着物を着せたのか。」と追及されたのに対し、被告人が、「特に理由はありません。着物が目に付いたので、咄嗟に、Aさんに着せ

ようと思いつきました。」との答えをした旨の供述記載があるなど、検察官が疑問に思う点を問答形式で録取された不合理と見られる部分が多く見受けられ、これらは、実際にも不合理な供述となっている。

この点、かかる変遷が生じた理由については、被告人の警察官調書（乙20）及び検察官調書（乙29）には、その説明がなく不明である。

しかしながら、上記変遷は、もっぱら第1の犯行後における罪証隠滅工作に関するもので、被告人の強盗殺人や強盗強姦の故意の有無の点との関係が乏しい上、その変遷の程度も、被告人の罪証隠滅工作の外形的な事実経過については一貫しており、その意図が食い違っているにすぎないこと、そして、強盗殺人及び強盗強姦の故意の存在については一貫して認めていたことに照らせば、前記変遷が、被告人の故意及び犯行状況に関する捜査段階の供述の信用性を障害するに足りるものとは解されないところである。

(2) 客観的証拠との整合性

また、被告人の捜査段階の自白は、証拠から認められる客観的な事実関係とも符合している。

すなわち、被告人の犯行状況や罪証隠滅工作等についての供述は、前記イ(オ)のとおりであるところ、同供述は、被害者方の血痕や足跡痕等の付着状況、同女のもらした糞や歯根部から脱落したと見られる歯牙の発見された状況（実況見分調書〔甲2〕）と符合しているほか、同女の浴衣が第2の死体遺棄現場付近で発見されていること（遺留品発見報告書〔甲64〕）とも矛盾はなく、事実関係と整合していると認められる。

(3) 供述内容の合理性

さらに、その供述内容を検討するに、

(ア) 被告人は、被害者に対し、長年一方的な思慕の情を抱き続けたところ、事件当日早朝、同女から犬の糞のことで叱責され、同女から裏切られたような心境となり、当日夜、スナックで飲酒するうち、同女を強姦して殺害することを決心したというものであって、殺意の発生過程を十分合理的に説明している。

(イ) そして、関係証拠によれば、被告人は、事件翌日の給料日に約25万円の給料を受給する予定ではあったものの、金融会社等からの借金のほか、滞納中の保険料やスナックの飲み代、車検費用等の支払いなど、同月中に合計30万円余り出費が予定されていたにも関わらず十分な支払原資を有していなかったことが認められるところ（そして、被告人は本件犯行後に上記各支出をなしていることが認められる。）、かかる客観的事情は被告人が強盗を企てる動機を裏付けるとともに、強盗目的であった旨の被告人供述を十分に合理的に説明するものである。

(ウ) また、被告人は、捜査、公判を通じ、本件犯行当時、覆面等顔を隠す道具を何ら携行していなかったとする。しかし、被告人と被害者とは近所であり、顔見知りでもあったのであるから、被告人が覆面等の手立てを講じないで強姦に及べば、被告人が犯人であることはたちどころに露見したはずである。それにもかかわらず、被告人が覆面等の道具を用意しなかったということは、被害者から被告人が犯人であることが判明するはずがないと考えていたこと、つまり当初から同女の殺害を前提としていたとする点で十分合理的である。

(エ) 加えて、被告人は、「Aさんは、長い間郵便局に務めていましたし、退職金ももらっていたはずですし、仕事を辞めた後は、年金で悠々自適に暮らしていると知っていました。しかも、Aさんは身

なりも地味ですし、お金を使って贅沢をしている様子は、全くありませんでした。ですから、私は相当お金を貯め込んでいると思いました。」などと、強盗を計画した理由、経緯について、相当具体的に供述している。この供述は、被告人が被害者方付近を徘徊し、のぞき行為をするなどして、同女の生活状況を知悉していたと供述していることとも符合している。

- (4) そして、被告人は、公判廷において、強盗殺人及び強盗強姦の故意の点を、捜査段階で自白したのは、取調官から一方的に供述を押し付けられたためである旨弁解するが、前記のとおり、被告人の捜査段階の自白は、逮捕後2日目の早期の段階から起訴されるまで一貫してなされていたものである上、その供述記載には、捜査機関が当初把握していなかったのに、被告人が自ら供述したことによって発覚し、その後の捜査で客観的な裏付けを得た、いわゆる秘密の暴露にあたる事実が含まれていることなどによれば、捜査段階の供述は、被告人が自発的に供述したものであることがうかがわれる。

また、前記のとおり、被告人の捜査官に対する供述には、罪証隠滅工作の意図について変遷が存在するが、被告人がその供述内容を変遷させている部分でさえ、被告人が供述するとおり録取されているのに、被告人が当初より一貫して自白している強盗殺人及び強盗強姦の故意に関する供述部分についてのみ、押し付けによって録取されたとは考え難い。

さらに、被告人は公判廷において、犯行直前の自動車内での出来事についての捜査官に対する供述状況に関して曖昧な供述に終始し（被告人公判供述839項以降）、また、「（取調時に検察官に対して）、殺したのは顔を見られたかもしれんからと言った。検察官は聞いてくれたと思う。」としながら「調書を読み聞かされた際には言ったことと違うところはなかったと思う。」旨（同876項以降）の前後矛盾する供述をなしているところでもある。

以上によれば、被告人の捜査段階の供述は、捜査官に一方的に押し付けられて供述したものではないと認められ、被告人の上記弁解は、捜査段階での供述状況とそぐわず採用できないというほかない。

- (5) 弁護人の主張の検討

弁護人は、被告人が凶器を携帯していなかったのは、当初から殺害の意図があったのであれば被害者殺害のための凶器を用意していたはずであって、不自然である旨主張する。

しかし、被告人は、平成12年11月23日付の警察官調書（乙9）で、「私自身の頭の中で、Aさん1人くらいは、素手で首を絞めて殺せる自信がありましたので、殺すために何か凶器や道具を使うつもりは、ありませんでした。」、「頭などを叩いたりするための凶器を持ち歩いているところを見つかった場合、言い訳できませんし、Aさん殺しを成功させた後、その凶器をAさん方に置き忘れた場合、その凶器から足がついて、私の犯行であることがバレると思うと、それも使わない方が良いでしょうと考えたのです。」などと供述しているところ、同供述は、被告人と被害者の間の年齢、体格差等を考えれば、十分合理的と考えられる。

また、弁護人は、被告人が、被害者方には、他にも多額の現金があったにもかかわらず、その居宅の寝室等の一部のみの物色行為しかしていないことに照らすと、強盗を当初から企てていたとの供述は不自然である旨主張する。

しかし、被告人は、平成12年11月27日付の警察官調書（乙12）において、「50万円の現金と5～6千円入りの財布、小銭でパンパンのがま口が2個あったので、もうこれで全部と思い、その他は良く見ていません。」、「Aさん方にある現金はこの50万円くらい

とと思っていたので、他の所を物色するより早くAさん方を出た方が良いと思ったのです。」と供述しており、その供述内容を不自然ということはない。

(6) 以上によれば、被告人の捜査段階の供述は、その供述内容や供述経過等に照らして、十分な信用性を有していることが認められる。

3 被告人の公判供述の信用性

上記の捜査段階の供述に対して、被告人は、公判廷において、強盗殺人及び強盗強姦の故意を否認する供述をしているので、以下検討する。

(1) まず、被告人の公判供述の要旨は、「平成12年7月8日夜、スナックで飲酒中に、被害者に朝怒られたことを思い出し、レイプして仕返しをしてやろうと考え、翌日午前零時30分ころ店を出た。被害者を殺そうとは思っていなかった。その後、駐車場で酔いを醒ました後、被害者の家に入ったが、予め準備していたハンガー以外には道具は持って行かなかった。被害者方侵入後、寝室に向かう途中、同女と顔を合わせてしまい、騒がれたらまずいと思って、その口を塞いで殴りつけた上、押し倒して馬乗りとなり、首を絞めて失神した同女を強姦しようとしたが、陰茎が勃起せずに姦淫できなかった。そこで、被害者に顔を見られたと思って首を改めて絞めて殺害した。その後、被害者の遺体をベッドに寝かせたが、自分の指紋があちこち残っていたら自分の罪がばれると思い、物取りの犯行に見せかけるため、寝室横の整理タンス等を2、3箇所開け、整理タンスの引き出しに、50万円入りの封筒と財布があるのを発見し、その段階で持っていかうと思って持ち出した。整理タンスの引き出しは、少し開けておいた。さらに、物取りの犯行と見せるため、家中に足跡を付けるために歩き回ったが、怖くなって、被害者の遺体をベッドから下ろして着物を着せて外に出した。」というものである。

(2) 以上の公判供述については、以下の事情が指摘できる。

ア 被告人は、第1回公判において、「全て事実は間違いない。」と供述して事実関係を認めており、その後の被告人質問でも、「被害者方に2、30万円のお金があるとは思っていた。」、「被害者方に侵入する際に、いくらかでもお金をとってやろうという気持ちはなかったと言ったらうそになると思うので、少しくらいはあったと思います。」、「被害者から顔を見られたら殺すつもりでした。」などと、強盗殺人及び強盗強姦の故意があったことを一部自認する供述をしており、かかる被告人の供述状況によれば、公判供述自体が矛盾していることが明らかである。

イ そして、被告人は、公判廷では、「被害者をベッドに寝かせたときには、このままにして帰ろうかなと思ったんですけど、自分の指紋があちこちに残っておいたらいかんと思って、物取りの犯行と見せかけるためにやりました。」、「整理タンスを物色した後、同タンスの引き出しを少し開けておきました。全部閉めたら物取りの犯行と分からんから。」などと、物色した理由について供述している。しかし、指紋が残っていることと、物取りの犯行と見せ掛ける工作をするということの関係が理解し難い上、実況見分調書(甲2)によれば、事件後、同整理タンスの引き出しは完全に閉じられた状態であることに照らすと、被告人の公判供述は、客観的証拠との間で明らかな齟齬を生じている。

ウ また、前記のとおり、被告人は、公判廷でも、被害者方侵入の際、覆面等顔を隠す道具を何ら携行していなかった旨供述するが、同女の殺害を前提としていなかったのであれば、同女から被告人が犯人であることが判明し、逮捕される可能性があったことについて、本件犯行前にどのように考えていたのか、納得のできる合理的な説明はなされていない。

(3) 以上のとおり、被告人の公判供述は、自己矛盾や、客観的な事実経過との齟齬など不合理な点が多く存在するのであって、これを到底信用することができない。

4 結論

以上によれば、被告人の捜査段階の供述は、これを十分に信用することができる。同供述によれば、被告人が第1の犯行に際し強盗殺人及び強盗強姦の故意を有していたことを優に認定することができる。

(法令の適用)

罰 条

第 1

住居侵入の点 刑法 130 条前段
強盗殺人の点 刑法 240 条後段
強盗強姦未遂の点 刑法 243 条, 241 条前段

第 2

刑法 190 条

第 3

包括して刑法 190 条

科刑上一罪の処理

第 1

強盗殺人と強盗強姦未遂は、1 個の行為が 2 個の罪名に触れる場合であり、住居侵入と強盗殺人及び強盗強姦未遂の間にはそれぞれ手段結果の関係があるので、同法 54 条 1 項前段、後段、10 条により結局以上を 1 罪として最も重い強盗殺人罪の刑で処断

刑種の選択

第 1

無期懲役刑を選択

併合罪の処理

第 1 につき無期懲役刑を選択したので、刑法 45 条前段、46 条 2 項本文により他の刑を科さない

未決勾留日数の算入

刑法 21 条

訴訟費用の不負担

刑事訴訟法 181 条 1 項ただし書

(量刑の理由)

第 1 犯行に至る経緯

1 被告人は、20 代のころから、近所の郵便局に勤務していた被害者に対し好意を持ち続け、本件の数年前から同女方付近を徘徊し、のぞき行為等を繰り返すとともに、同女を強姦したいとの密かな願望を抱くようになっていたが、実行できないでいた。

被告人は、平成 12 年 7 月 8 日早朝、飼い犬の散歩中、被害者方付近で同女と顔を合わせ、同女から、飼い犬の糞のことで注意された上、飼い犬以外の犬の糞の始末までも被告人に要求されたのみならず、飼い犬の散歩中に同女方の前を通行しないように厳しい口調で言われた。そのため被告人は、被害者から嫌われ、自分を拒絶されたと考え、それまでの長年にわたる思慕の情が冷めるとともに、逆に同女に対する激しい憎しみを覚えるに至った。

被告人は、被害者への腹立たしい気持ちが収まらないまま、当日の仕事を終え、同日午後 8 時 30 分過ぎころから、行きつけのスナックに出掛け、同所で飲酒するうち、同女に対する憎悪の気持ちを募らせ、かねてからの願望のとおり同女を強姦した上、殺害して報復しようと考えるとともに、当時、金融会社からの借金等による支払いがあったことから、同女の殺害後、同女が自宅に保管している金員をも強取しようと考えた。

被告人は、翌 9 日午前零時 30 分すぎに同スナックを出て、付近駐車場で車を停めて、被害者方の裏口差込錠を針金製のハンガーを使って開けて同女方に侵入し、睡眠中の同女の頸動脈を押さえて失神させ、同女を全裸にして絞等で縛り上げた上で強姦した後、同女を絞殺

し、同女が手元に置いているであろう5,60万円位の現金を探し出して奪い、同女に衣服を着せてベッドに寝かせて強姦が発覚しないようにするとともに、わざとタンスの引出を開けて物色の跡を残し、泥棒の仕業と見せかける犯行隠滅工作をしようなどという計画を思い描いた。その後、被告人は、同日午前2時過ぎころ、自宅に戻って車を止め、徒歩で被害者方に向かい、第1の犯行に及んだ。

2 第1の犯行後、被告人は、自分の指紋が被害者方に残っていることに気付き、このまま同女の遺体を残しておくといずれ自分の犯行であることが発覚してしまうと思うようになり、当初の計画を変更し、同女の遺体を運び出して遺棄することにより、行方不明事件に偽装して自己の犯跡を隠滅しようと考えた。そこで、被告人は、被害者の遺体を自車後部座席に運び込んだ上、遺体遺棄の場所を探して車を走らせ、判示神社境内に同女の遺体を遺棄することとして、第2の犯行に及んだ。

3 さらに、被告人は、第2の犯行後、警察の事情聴取を受けるなどしたため、念には念を入れて被害者殺害の証拠をなくさなければならぬと考え、同年9月上旬ころ、前記神社境内より、白骨化した同女の遺体の一部を持ち出し、所携の片口ハンマーで同遺骨を割るなどした上、付近の線路等に向け、バラバラに捨てるなどして、第3の犯行に及んだ。

第2 特に考慮した事情

第1を見るに、被告人が犯行に及んだ経緯は前記のとおりであり、被害者には格別の落ち度はないにもかかわらず、同女に対する一方的な憎悪の気持ちを募らせるなどして、判示犯行に及んだものであって、短絡的かつ自己中心的な犯行動機に酌量の余地は全くない。

また、その犯行態様は、殺害方法等を事前に考えて犯行に及んだという点で一定の計画性が認められる上、被告人は、70歳と老齢の被害者の顔面をその歯牙が脱落するほど強く殴りつけて引き倒し、馬乗りとなって首を絞めるなど容赦ない暴行を加えて失神させ、同女の着ていたネグリジェを破り裂いて強姦しようとしたが、同女の脱糞に気付いて姦淫の意欲が萎えると、今度は、意識を取り戻した同女を苦しめて報復するため、その首を徐々に絞め上げ、苦悶のうなり声をあげて手足をばたつかせる同女を意に介することなく殺害したのみならず、金品をも物色して強取したものであって、卑劣、冷酷かつ残虐で、極めて悪質な犯行である。

被告人の犯行により、被害者が受けた恐怖感、肉体的精神的苦痛、理不尽にも突然このような形で殺害された無念は察するに余りあるものがある上、何より貴重な生命が失われたものであるから、犯行結果は誠に重大である。

次いで、第2及び第3を見るに、被告人は、第1の犯行を隠蔽する目的で、各犯行に及んだもので、自己中心的な犯行動機に酌量の余地はない。その犯行態様も、被告人は、被害者を殺害後間もなくその遺体を遺棄し、さらに、その後も白骨化した同女の遺体を運び出して、同女の頭蓋骨等をハンマーで割った上、何度も列車が通れば粉々に壊れてしまうことを期待しながら、同遺骨を鉄道敷地内に投棄したもので、自己保身もはなはだしく、死者に対する悼みはさらさら感じられない。

そして、残された遺族らは、被告人に対する極めて厳しい処罰感情を抱いているが、上記犯行状況に照らして考えると、それも当然のことと理解される。

また、被告人は、公判廷において、捜査段階の自白を覆し、不自然、不合理な弁解に終始しており、かかる被告人の供述態度からは、真摯な反省、悔悟の情を認めることはできない。

そうすると、第1の強姦の点については未遂に終わっていること、被

告人にはこれまでさしたる前科がないこと、被告人の母親が被害者の遺族のもとに謝罪に赴くとともに、被害弁償等の趣旨で150万円を渡していること、被告人が被害者の遺族に対し一応の謝罪の言を述べていることなど、被告人のために酌むべき事情も存在することを考慮してもなお、被告人を主文掲記の無期懲役に処するのが相当であると判断した。
(求刑 無期懲役)

平成14年4月16日

福岡地方裁判所第3刑事部

裁判長裁判官 陶 山 博 生

裁判官 向 野 剛

裁判官 岡 崎 忠 之